

新型コロナウイルスが理由で **帰国困難**(※自分の国に帰れないこと)になっている人が

日本に **いるための「特別な在留資格」の許可がなくなります。**



2022年5月31日

出入国在留管理庁  
Immigration Services Agency of Japan

## 新しい決まり

○日本から**出国する人が**増えています。帰国困難が理由で、特別な在留を持っている外国人は、今の在留資格が無くなる日によって、日本に **いるために** 必要な申請が変わります。

### ① 今の在留資格が6月29日までの人

- a. 「特定活動（6か月）」などの在留資格を持っている人：「特定活動（4か月）」への在留期間の更新ができます。
- b. 「短期滞在（90日）」の在留資格を持っている人：「短期滞在（90日）」への在留期間の更新ができます。

注1) 今許可されている仕事は続けられます。

注2) 次の更新が必要な時は、「特定活動（4か月）」又は「短期滞在（90日）」の在留資格に「一回だけ」更新できます。

### ② 今の在留資格が6月30日の後までの人

※ 「一回だけ」更新ができます。

- a. 「特定活動（6か月）」などの在留資格を持っている人：「特定活動（4か月）」への在留期間の更新ができます。
- b. 「短期滞在（90日）」の在留資格を持っている人：「短期滞在（90日）」への在留期間の更新ができます。

注1) 今許可されている仕事は続けられます。

注2) 帰国困難が理由の特別な在留資格は今回だけ更新できます。今回許可された在留資格の期間がなくなる前に、自分の国に帰る準備をしてください。

注3) 「一回だけ」更新が許可された後は、もう更新できません。

### ③ 初めて特別な在留に変更したい人

今の在留資格が**2022年11月1日**までの人は、「一回だけ」帰国困難が理由の特別な在留資格に変更ができます。その後はできません。

注) 「特定活動（雇用維持支援）」の在留資格の場合1年まで（※「一回だけ」）許可されます。

※ 「一回だけ」の申請が許可される人は、「**確認書**」を提出する必要があります。

とくべつ ざいりゅう しかく きよ か ひと  
**特別な在留資格の許可がなくなる人**



2022年5月31日

出入国在留管理庁  
 Immigration Services Agency of Japan

	ざいりゅうしかく 在留資格	いま き 今までの決まり	あたら き 新しい決まり
1	もとぎ のうじしゅうせい 元技能実習生	とくていかつどう がつ き こく こんなん しごと 特定活動（6月・帰国困難・仕事ができます）	とくていかつどう がつ き こく こんなん しごと 特定活動（4月・帰国困難・仕事ができます）
2	もとりゅうがくせい 元留学生	とくていかつどう がつ き こく こんなん しゅう じ かん い 特定活動（6月・帰国困難・週28時間以 内仕事ができます）	とくていかつどう がつ き こく こんなん しゅう じ かん い ない 特定活動（4月・帰国困難・週28時間以内 仕事ができます）
3	もとちゅうちようき ざいりゅうしゃ 元中長期在留者	とくていかつどう がつ き こく こんなん しごと 特定活動（6月・帰国困難・仕事はできません） (※)	とくていかつどう がつ き こく こんなん しごと 特定活動（4月・帰国困難・仕事はできません） (※)
4	たん き たいざい しゃ 短期滞在者	たん き たいざい にち き こく こんなん しごと 短期滞在（90日・帰国困難・仕事はできません） (※)	たん き たいざい にち き こく こんなん しごと 短期滞在（90日・帰国困難・仕事はできません） (※)
5	こよういじ しえん たいしゅうしゃ 雇用維持支援対象者	とくていかつどう さいだい ねん こよういじ しえん 特定活動（最大1年・雇用維持支援・ しごと 仕事ができます）	とくていかつどう さいだい ねん こよういじ しえん しごと 特定活動（最大1年・雇用維持支援・仕事ができます） 注) 更新時は4月
6	インターンシップ (告示9号) せいぞうぎょうがいこくじゅうぎょういん 製造業外国従業員 (告示42号)	とくていかつどう がつ き こく こんなん しごと 特定活動（6月・帰国困難・仕事ができます）	とくていかつどう がつ き こく こんなん しごと 特定活動（4月・帰国困難・仕事ができます）
7	もとがいこくじん か じ しえん じんざい 元外国人家事支援人材	とくていかつどう がつ しゅうしよくかつどう 特定活動（6月・就職活動）	とくていかつどう がつ しゅうしよくかつどう 特定活動（4月・就職活動）

※ 「資格外活動許可」の許可がある人は、週に28時間以内は仕事をすることができます。